平成２６年（フ）第２１０号
千葉県市川市宮久保４丁目17番23号　ヒノコーポ102号
債務者　北村　治彦
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１１号
千葉県市川市原木１丁目21番１号　メゾンド　サトミＡ106号
債務者　白鳥　義明
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１３号
千葉県船橋市西船１丁目19番12号
債務者　岡崎レジナこと　ＯＫＡＺＡＫＩ　ＲＥＧＩＮＡ　ＤＥ　ＬＥＯＮ
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２２１号
千葉県浦安市猫実４丁目16番16―２Ｄ号　アーバンハイムミヨカワ
債務者　松原千代子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２３４号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区６棟204号
債務者　大塚恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５０号
千葉市花見川区花園町36番地１　オリジン宮本302号
債務者　関根真由美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３号
愛知県江南市松竹町米野18番地　県営松竹住宅11棟318号
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１０号
愛知県豊橋市牛川町字田ノ上14番地１、住民票上の住所愛知県豊橋市南牛川２丁目３番地１　110
債務者　三浦　　厚
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５号
奈良県五條市野原中１丁目１番10号
債務者　山田まり子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１２６号
岡山県美作市右手1018番地２
債務者　和田　　舞
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第３０号
群馬県前橋市表町２丁目22番９号
債務者　齋藤　　洋
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
群馬県前橋市南橘町11番地　ＮＡ―505号
債務者　飯塚　愛希
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７９号
群馬県伊勢崎市西田町70番地１　さくらハイツ201
債務者　鈴木　正昭
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
群馬県伊勢崎市境伊与久719番地１　フォブールグリーングラスＡ101
債務者　岡田いね子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
千葉県八千代市高津東３丁目10番地21　パティオ・ウィステリアＦ号
債務者　八幡きよみ
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１５号
千葉市稲毛区稲毛台町24番10―201号
債務者　上原　　学
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２７０号
千葉市緑区古市場町474番地220　フレグランス・ツエム103号
債務者　小椋　潤二
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係